

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

平成29年（2017年）9月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

札幌市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

小学1年生の通院を新たに子ども医療費助成の対象とするなどの助成範囲の拡充を行うため、本案を提出する。